

再商品化義務総量の一部を改正する告示案

環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省

1. 改正の趣旨

容器包装リサイクル法第 11 条、第 12 条及び第 13 条は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者（以下「特定事業者」という。）に対して、毎年度、再商品化義務量の再商品化をすることを義務付けており、個々の特定事業者が再商品化義務量を算定するために必要な量、比率等の値については、主務大臣が省令及び告示において定めることとしている。

本告示（案）は、主務省庁において実施した容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査結果を踏まえ、平成 19 年度における再商品化義務量の算定に係る量、比率等の値を定めるものである。

2. 改正の概要

平成 19 年度における再商品化義務総量（容器包装リサイクル法第 11 条第 3 項に規定する主務大臣が定める量）を以下のように定める。（平成 19 年 4 月 1 日施行）

特定分別基準適合物	再商品化 義務総量
	トン
1. ガラスびん（無色）	141,000
2. ガラスびん（茶色）	120,000
3. ガラスびん（その他の色）	124,600
4. PET ボトル	300,000
5. 紙製容器包装	62,720
6. プラスチック製容器包装	739,140